

データの不正利用時の対応について

(独)科学技術振興機構

バイオサイエンスデータベースセンター

データ利用者が、NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインに準拠しないセキュリティ状態でデータを利用又は NBDC ヒトデータ共有ガイドラインに準拠しない状態でデータを利用(データを第三者に提供する、個人を特定する等)、あるいは両ガイドラインに違反していることが発覚した場合、現行ガイドラインでは、「現に利用しているデータの利用を停止する」としているが、下記の通り、それに加え「新規利用申請を一定期間受け付けない」等の措置を加えることとした。

1. 現行のガイドラインと課題

5-6. 利用の停止

データ利用者に「5-3. データ利用者の責務」における各事項に対する違反が認められた場合、NBDC ヒトデータ審査委員会は利用の停止を命じ、データ利用者のデータへのアクセス許可を取消することができる。データ利用者は直ちに取得済みデータの全てを消去しなければならない。また、“書式3)データ使用(および破棄)報告書(制限公開データ用)”を用いて NBDC ヒトデータ審査委員会事務局へデータの破棄状況を速やかに報告すること。

上記の様にデータ利用の停止についてルールを定めているが、実際に不正行為があった場合、処罰できる法律が現時点で存在しないため、具体的にどのように対処・処罰するべきかより具体的に検討すべきではないか、という意見が多方面から寄せられた。今後、ヒト由来データの共有についても他分野の研究データ同様、諸外国との共有・連携が必須であると考えられるため、諸外国との足並みを揃える必要がある。

2. 諸外国の状況との比較

代表的な研究データ共有のためのデータベースを保有する機関として、米国の National Center for Biotechnology Information (NCBI) およびヨーロッパの EMBL European Bioinformatics Institute (EMBL/EBI) が存在するが、両機関でのデータの不正利用への対処及び NBDC における相応するガイドライン条項は以下の通り。

(1) NCBI

- (a) 1年ごとに Research Use Report を提出
- (b) 使用中のデータを含めて全データの使用停止処分
- (c) 一定期間その研究グループからの新規利用申請の承認をしない

(2) EBI

(a) データ利用者が所属する倫理審査委員会(所属機関長)に報告。処分は所属機関長に委任する。

(3) NCBI と EBI の規定に相応する NBDC のガイドラインの規定

①(a) 毎年 8 月にデータの利用状況を報告(共有ガイドライン:5-4-2 の⑥に記載)

(b) NBDC ヒトデータ審査委員会は利用の停止を命じ、データ利用者のデータへのアクセス許可を取消することができる。(5-6利用の停止に記載)

(c) なし

②(a) NBDC ヒトデータ利用申請書内に所属機関長の連絡先の記載を求める。

3. ガイドライン変更及び不正行為認定時の対応

(1) 以上を踏まえ、NBDC ヒトデータベースでは以下の様に条文を変更する。

5-6. 利用の停止

データ利用者に「5-3. データ利用者の責務」の各事項に対する違反、またはセキュリティガイドラインに反することが疑われる場合、NBDC において不正に関する調査を行ない、調査結果に基づいて NBDC ヒトデータ審査委員会が不正の有無を判断する。不正と判断した場合は、

① 利用者に対しデータ利用の停止を命じ、利用中のデータへのアクセス許可を取消す。

② 不正を行なった研究者からの新規利用申請を一定期間受け付けない。期間については NBDC ヒトデータ審査委員会において決定する。

③ 必要に応じて所属機関長に報告する。

ただし、状況に応じて、疑いがある段階で利用停止を命じることがある。

データ利用者は利用停止の連絡を受け次第、直ちに取得済みデータおよび二次データの全てを消去しなければならない。また、“書式3)データ使用(および破棄)報告書(制限公開データ用)”を用いて NBDC ヒトデータ審査委員会事務局へデータの破棄状況を速やかに報告すること。

(2)また、不正行為が認定された場合は以下の様に対応する。

① 利用停止期間の決定について

暫定的に利用停止期間を1～5年間とし、不正行為の悪質度によって NBDC ヒトデータ審査委員会が都度判断する。事例がある程度たまった段階で科研費等の利用停止期間の様にルール化していく。

② 利用停止となるデータの範囲について

NBDC ヒトデータ審査委員会がデータ利用の可否を審査する範囲のデータに限定する。

③ 処罰の範囲について

誰をデータ利用停止処分の対象とするかは、NBDC ヒトデータ審査委員会が不正の状況を検討した上で決定する。

④ 必要に応じて所属機関長に報告する。

なお、公正さを確保するため、NBDC ヒトデータ審査委員会メンバーの内、当該研究者および研究グループの利害関係者を除いたメンバーで判断することとする。

以上

科研費の不正使用の場合(科研費の返還、一定期間の応募資格停止)

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/hojo/files/kakenhi-FAQ.pdf>

不正使用を行った場合には、「個人」に対する処分だけではなく、「研究機関」が資金配分機関から処分を受けることがあります。

★個人に対する処分

1. 不正または虚偽による科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金(以下「科研費」という。)の受給の場合

合

「科研費の返還」: 該当する科研費に加算金が課される場合があります。

「応募資格の停止」: 受給した本人・それを共謀した本人・・・5年

(すべての研究課題について5年間の交付停止)

※分担金の配分を受けている研究分担者は、その分担金を受け取れなくなります。学内分担者は研究を続け

ることができなくなります。また、文部科学省の他の競争的資金等の配分も自動的に停止されることがあります。(以下「2」も同様)

2. 受給した科研費の不正な使用の場合

「科研費の返還」: 該当する科研費に加算金が課される場合があります。

「応募資格の停止」: 受給した本人・それを共謀した本人・・・2～5年

(すべての研究課題について2～5年間の交付停止)

本人以外の共同研究者・・・1年(新規応募について1年間の応募資格の停止)

※「共同研究者」とは、研究代表者か研究分担者であって、連携研究者・研究協力者は含まれない。

3. 文部科学省の他の競争的資金等の不正な使用の場合

「応募資格の停止」: 不正使用した本人・・・他の競争的資金等の交付停止期間と同じ期間

4. 上記1～3のいずれの場合についても、本学就業規則等の規程に基づき、懲戒処分等に罰せられる場合があります。

★研究機関に対する処分

1. 科研費の不適切な支出の疑いが生じ、適切な納品検査を怠っていた場合
当該科研費の不正に使用した相当額の返還

2. 経費管理体制の不備により悪質な不正使用の事実が発生した場合
間接経費の減額査定等

3. 申請機関への配分の一時取り消し

参考資料

・H25年度 科研費ハンドブック:

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/data/h25/kakenHB1304.pdf

・H25 年度 科研費事業の概要スライド(P.40~):

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_130723/data/h25_shiryou01_am.pdf

・不正使用の事例(文科省 HP):

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/06120802/002.htm

・http://www.toho-u.ac.jp/univ/hojyokin/external/manual/files/manual_02.pdf

・不正使用防止ウェブサイト(東大):

http://gaibushikin.adm.u-tokyo.ac.jp/huseitaisaku/modules/pico/index.php?content_id=28

・H18 不正行為への対応ガイドライン(文科省):

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gjyutu/gjyutu12/siryu/attach/1334873.htm

・H21 不正使用事例(慶応):

<http://www.rcp.keio.ac.jp/ora/others/d9pmk30000003yic-att/fusejirei.pdf>

・法律(2004 年): <http://www.daiichi.gr.jp/publication/scientist/12.html>

・実例集: https://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/outline/kenkyuhi_guideline/jirei.html